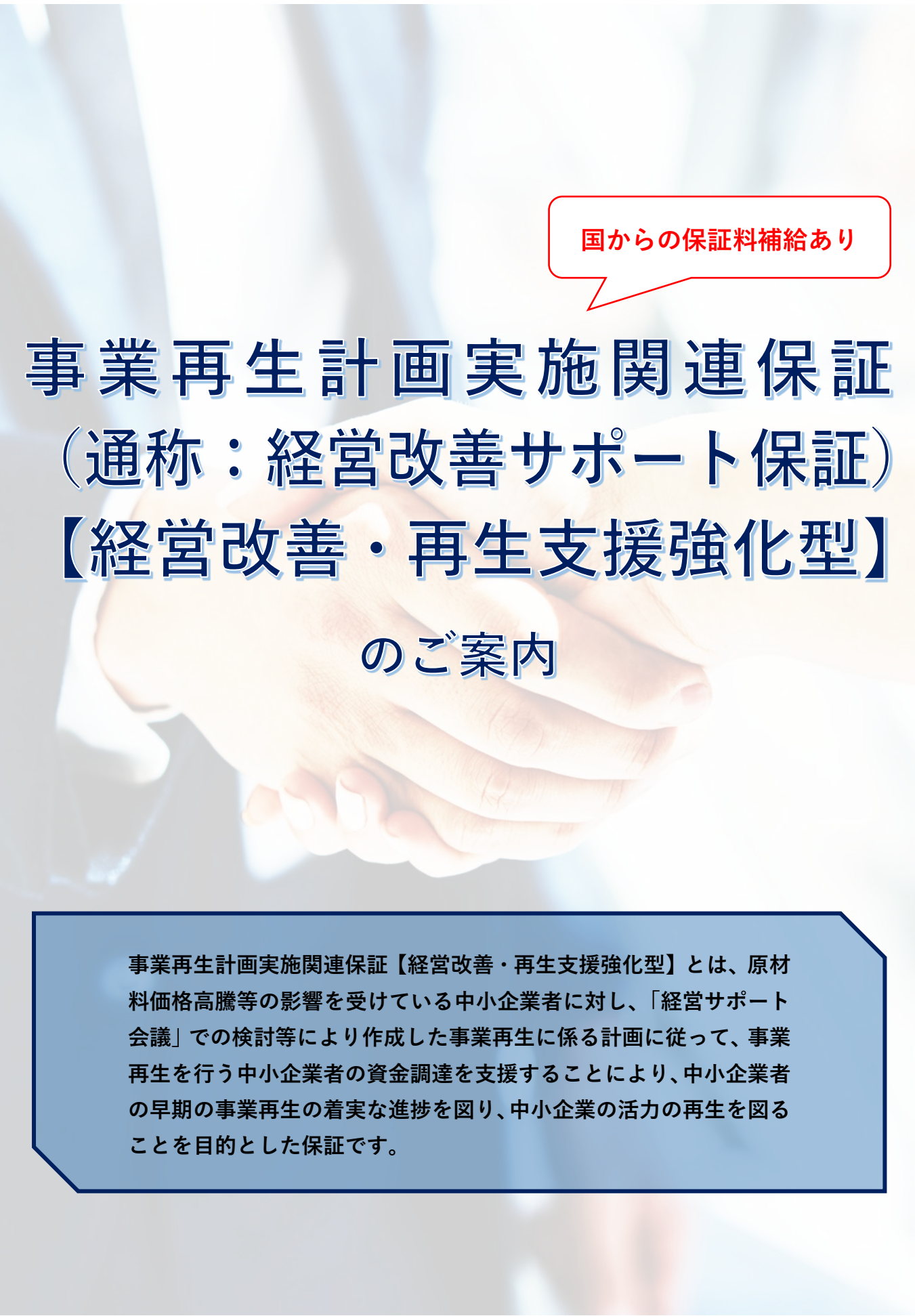




国からの保証料補給あり

事業再生計画実施関連保証 (通称：経営改善サポート保証) 【経営改善・再生支援強化型】 のご案内

事業再生計画実施関連保証【経営改善・再生支援強化型】とは、原材料価格高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の早期の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした保証です。

<事業再生計画実施関連保証【経営改善・再生支援強化型】の概要>

申込入格要件 (保証対象者)	次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り、）に従って事業再生を行い、金融機関等に計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者（医療法人やNPO法人等は除く。）が対象です。 ①中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（中小企業活性化協議会、産業復興相談センター）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画 ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画 ⑫認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業（通称「405 事業」）により策定支援した事業再生の計画
保証限度額	2 億 8,000 万円 うち無担保 8,000 万円
対象資金	事業再生計画の実施に必要な事業資金
返済方法 および 保証期間	一括返済・・・1 年以内 分割返済・・・15 年以内（据置期間は 3 年以内）
連帯保証人	必要に応じて徴求します。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 ※一定の要件に該当する場合、本保証独自の「経営者保証免除対応」により経営者保証を不要とすることが可能です。
担保	必要に応じて徴求します。
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率 および 国からの保証料補給	<責任共有保証料率> 0.80%（「経営者保証免除対応」を適用する場合、1.00%） <責任共有外保証料率> 1.00%（「経営者保証免除対応」を適用する場合、1.20%） 上記のいずれの保証料率であっても、中小企業者の方にお支払いいただく保証料の料率は、0.30%になります。（差額の保証料は国が補給します。）
添付書類	通常の申込書類に加え、次の書類が必要です。 ・経営改善計画書 ・経営者保証免除対応確認書（「経営者保証免除対応」を適用する場合に限る。）
取扱期間	令和 8 年 3 月 31 日までの協会申込受付分に限ります。

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

詳細は、金融機関または当協会までお問い合わせください。

（令和 7 年 4 月発行）